

「情報モラル指導」についての 若干の問題提起

「ルール」違反だが「モラル」的には
正しい場合もある

埼玉県立坂戸西高等学校

井上 芳郎

全国高等学校情報教育研究会@京都大学

2013/08/10

<http://slidesha.re/1cxDo1u>

「情報モラル」とは？

「情報社会で適正な活動を行うための基になる考え方と態度」

文科省

「高等学校学習指導要領解説総則編」(2009年7月)

「モラル」とは？

Moral (英)

倫理 道徳

情報モラルとは……具体的には、他者への影響を考え、人権、知的財産権など自他の権利を尊重し情報社会での行動に責任をもつことや、危険回避など情報を正しく安全に利用できること、コンピュータなどの情報機器の使用による健康とのかかわりを理解することなどである。

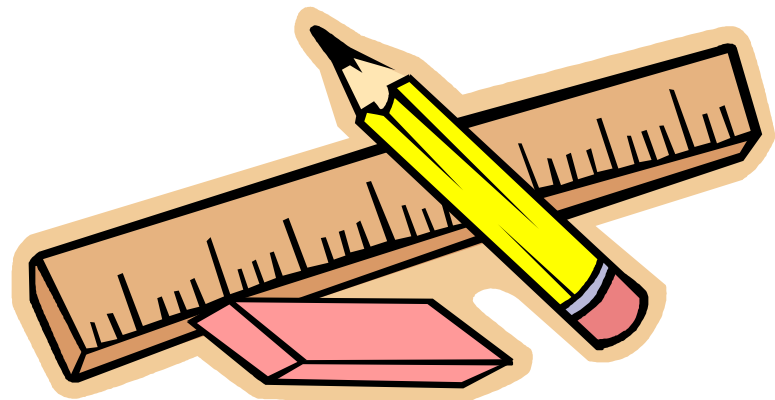
文科省

「高等学校学習指導要領解説総則編」(2009年7月)

「ルール」とは？

Rule(英)

規則 規定 規約



「ベカラズ」教育

- 中央青少年問題協議会（1960）
子どもに刃物を持たせない運動
- 全国高等学校PTA連合会（1982）
オートバイ三ない運動
- 石川県議会（2009）
小中学生の携帯電話所持を規制する条例
- 厚労省研究班（←誤報）調査結果（2013）
ネット依存の中高校生52万人

著作権法のもたらす“一億総犯罪者”化社会 中山信弘（東大名誉教授）

20年ほど前まではプロ専用だった“複製機”が広く普及し、個人も手軽に、時には無意識に複製できる環境が整った。「著作権法を侵害したことがない人はほとんどいないだろう。訴える人がいないだけで、形式的には“一億総犯罪者”とも言える」--例えば中山教授が大学の研究室で他人の論文をコピーする行為も、「私的使用の範囲を超えているから」著作権侵害に当たると話す。

<http://www.itmedia.co.jp/news/articles/0803/03/news033.html>

「ダメだ」とばかり言っているけど、ネットは止まらない
中山信弘(東大名譽教授)

YouTubeも、著作権法と摩擦を起こした新ビジネスの1つだ。「現在の著作権法から見ると違法コンテンツが多く、著作権者は削除にやっきになっているが、YouTubeのようなサイトは絶対に消えない」。

「著作権を侵害する可能性がある新ビジネスでも、単純に拒絶するのではなく、いかに利益を還元するか考えるべき。YouTubeとも手を組んで、利益の一部を権利者に還元すると考えていくべきだろう。ダメだとかばかり言っているけど、インターネットは止まらない」。

<http://www.itmedia.co.jp/news/articles/0803/03/news033.html>

テレビ放送をインターネットでそのまま流す

という大胆な行為を真っ先に行ったのは、広島県に住む当時中学2年、14歳の少年だった。最初の揺れから17分後の午後3時3分、「この画面をネットに流したら、助かる人がいるんじゃないか」と考え、自分のiPhoneでテレビ画面を写して、Ustreamに流し始めた。NHKから訴えられたらどうしようということも考えたが、「東北には自分よりも不安を抱えた人がものすごい数いる」という思いに背中を押されて放送を行った。

http://www.google.org/crisisresponse/kiroku311/chapter_10.html

- ルールや法律の内容を理解し違法な行為による個人や社会への影響について考えさせる学習活動
- 知的財産権などの情報に関する権利を理解し適切な行動について考えさせる学習活動
- 中学校段階の基礎の上に、情報モラルを確実に身に付けさせ、新たな問題に直面した場合でも適切な判断や行動がとれるようにすることが必要

著作権法 第一条

……著作者の権利及びこれに隣接する権利を定め、これらの文化的所産の公正な利用に留意しつつ、著作者等の権利の保護を図り、もって文化の発展に寄与することを目的とする。

まとめ

- 社会的ルールには、「利害調整」などのための合理的な理由が存在するが、「公益性」などの観点から例外規定が設定される。
- あらゆる場面について事前に「例外」を想定することは不可能。
- 「モラル」的観点から「既存のルールが無視されることもあり得る」という認識が必要。
- 「前例にない」あるいは「想定外の場面」でこそ、社会全体の利益に沿う臨機応変な判断ができる能力が求められていると考える。